

税務ポイント

〔会社の税務よろず相談室¹³⁷〕消費税 その②

損害賠償金に対する消費税

Q 原料を仕入れて製品を製造しましたが、その原料に瑕疵があったために不良品となって販売することが出来ず、当該原料の仕入先に製品を買い取って貰いました。また、瑕疵のある原料を生産ラインに投入したために機械が故障し、修理代が掛かってしまいました。修理代についても当該原料の仕入先から支払を受けました。

この場合の消費税の処理について教えてください。

A 消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付、役務の提供に課税されます。したがって、心身又は資産について加えられた損害の発生に伴って受け取る損害賠償金については、通常は資産の譲渡等の対価として支払われるものではないため、課税されません。

ただし、損害賠償金の名目で受取る金銭が次の様な場合は、対価性がありますので、課税の対象となります。

損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に引き渡される場合において、その資産がそのまま又は軽微な修理を加えることによって使用する事が出来る時に、その資産の所有者が収受する損害賠償金

特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受け

た場合に権利者が受け取る損害賠償金が、権利の使用料に相当する場合

事務所の明け渡しが遅れた場合に賃貸人が収受する損害賠償金が賃貸料に相当する場合

原料の仕入先に買い取って貰った製品が前述に該当する場合は、課税対象となります。不良品が全く使えない物であったり、使うために相当な費用を要する場合は、資産の譲渡とは言えず、課税対象にはなりません。

不具合が生じた機械の修理代については、課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります。

また、その修理について仕入先から補償金を受け入れた場合は、その受入補償金については、仕入先との間で資産の譲渡や役務の提供があった訳ではありませんので、課税関係は生じません。仮に補償金額が消費税を含む修理代と同額であったとしても、不課税の収入として処理されます。

機械の修理代について、仕入先ではなく、自己の契約している保険会社から保険金が支払われた場合についても保険金や共済金が資産の譲渡等の対価と見なされませんので、課税関係は生じません。

その他、このトラブルによって自社で発生した諸費用についても、同様の扱いとなります。例えば、当該不良品を仕入先に引き渡さずに自社で産業廃棄物業者に引き渡して処分した場合は、その処分費用については、前述の機械の修理代と同様に仕入税額控除の対象となります。その処分費用を仕入先に請求して収受した場合も、補償金として課税関係は生じません。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！